

も り お か

発行 盛岡市子ども未来部子ども青少年課
住所 盛岡市神明町3番29号
盛岡市保健所4階
Tel 019-613-8354
Fax 019-652-3424

ユ ー ス シ タ ー



『教育機会確保法』をご存知ですか



平成29年2月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が施行されました。不登校の児童生徒数が平成30年度には16万人を超えている状況の中、この法律により、国が教育の機会を十分に確保していくという内容です。

背景

憲法第26条
教育を受ける権利

義務教育により保障

就学義務制度 就学援助制度 授業料無償
教科書無償給与制度 小中学校の設置義務
などにより義務教育の機会・水準を確保

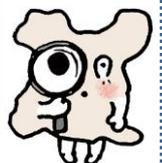
一方で

- ・不登校児童生徒の増加（特に義務教育対象児童で増加）
- ・戦後の混乱期で十分な義務教育を受けられなかった人が一定数存在

教育機会の確保等に関する施策の総合的推進を目的に「教育機会確保法」を制定
→ 基本理念による国・自治体の責務の明確化。基本指針の策定。

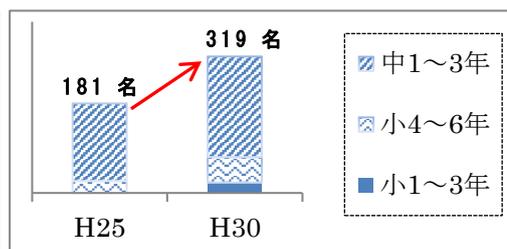
基本理念

- ・児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられる学校環境の確保
- ・不登校児童生徒の学習活動の実情を踏まえ状況に応じた支援
- ・不登校児童生徒が安心して十分な教育を受けられる学校環境の整備
- ・年齢、国籍その他の事情に関わらず、十分な義務教育を受けられる教育機会を確保
- ・国、自治体、関係団体、その他関係者による密接な連携



盛岡市における不登校児童生徒数の推移

	H25	H30
小1～3年	0人	24人
小4～6年	28人	60人
中1～3年	153人	235人
合計	181人	319人



- ・全体的に増加の傾向
- ・低学年（小学校1～3年生）の不登校児童の増加

対策が必要

次ページ以降では、不登校児童生徒に関する関係団体や教育現場の対応状況を御紹介します

盛岡ユースセンター

盛岡ユースセンターは、小学校 5 年生～20 歳くらいまでの生徒を対象としているフリースクールです。「安心・安全・笑顔の学び場」であること、「喜びとともに学び、成長できる場」であることを大切にしています。

登校ペースは自由で、その時の自分の体調や目標などに合わせてそれぞれが選択しています。現在小中学生 14 名、高校生以上が 11 名在籍しております。(2019 年 11 月末現在)

小 5～中 3

小中学生

サポートコース

安心した環境での学習や体験活動を通して、本人の望む進路選択までをサポートします。

高等部

通信制高校

サポートコース

連携する通信制高校への入学で、高校の卒業までユースセンターでサポートします。

高等部

高卒認定

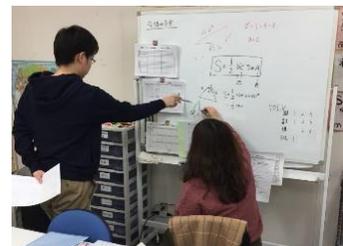
サポートコース

高卒認定試験への合格で、高卒資格の取得を目指します。体験活動などにも参加できます。

オーダーメイドの学習

一人ひとりに合わせて丁寧に、どのくらいの時間勉強するか、教科の好き嫌いやペースをじっくり相談して、学習計画を立てていきます。

不安な部分は、前の学年にさかのぼって学習することもできます。



「好き」に触れる体験活動

「好きなこと」や「興味のあること」をとっても大切にしています。

生徒の関心に合わせて毎月様々な体験イベントを行い、「好き」や「やりたい」から、自分の生き方や将来について考えるきっかけづくりをしています。

「なりたい自分」への進路

盛岡ユースセンターの進路支援は、「なりたい自分になる」を応援する進路支援です。

「大学進学」や「企業へ就職」と同じように「こういう生き方がしたいから、こういう道を進みたい」などのオリジナルの進路も全力で応援します。



開校時間 平日 10:00～17:00

- ・毎月 1 回土曜 保護者の茶話会
- ・不登校、心理学セミナーも開催
- ・facebook、ブログ更新中

詳細は HP をご覧ください

【お問合せ】

認定 NPO 法人 盛岡ユースセンター

〒020-0022

盛岡市大通 3 丁目 1-23 クリエイトビル 3 階

☎ 019-681-7070

E-mail myc01@center.email.ne.jp

**教育機会確保法に関して、教育委員会の
担当者にお聞きしました。**



Q：この法律が施行されて、一番大きく変わった点について教えてください。

A：「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、「社会的に自立する」ことを目指す必要があるということです。

Q：ひろばモリーオ（適応指導教室）については、出席扱いになりますか。

A：学校を通して入級の手続きをし、実際にモリーオに通級している児童生徒については指導要録上の出席扱いになります。

Q：「フリースクール」については、出席扱いになりますか。

A：次の要件を満たすとき、指導要録上出席扱いとすることができます。①自立を助ける上で有効・適切と判断できること ②学習の計画や内容が学校の教育課程に照らし、適切であると判断できること ③保護者、学校、フリースクールの連携・協力関係が保たれていること。

Q：保護者や児童生徒に学校以外の活動の場の情報提供をどのようにして行うのでしょうか。

A：それぞれの状況に応じて必要な情報を提供していきたいと考えています。

Q：各小中学校の先生方のこの法律への認識はいかがでしょうか。

A：教育委員会から各小中学校に法律について通知をし、周知に努めています。今後も機会を設けて認識を深めていけるようにしていきます。

Q：教育委員会の取組みについて、教えてください。

A：盛岡市教育委員会では、事務局全課で横断的に、「盛岡市不登校対策本部」を組織し、不登校対策の在り方について協議し、新規不登校児童生徒抑制の視点から、未然防止、早期発見、早期対応を学校へ働きかけ、支援します。

各学校とは、次の点について確認しています。まず、「絆づくり」や「居場所づくり」を通じた魅力ある学校づくりに努めること、連続欠席3日で校内「対応チーム」を発足し、情報共有と役割分担を確認し、早めの対応に取り組むこと等です。そして、不登校の状況にある児童生徒に対しては、学校として組織的に望ましい支援の充実を図ることで



盛岡市子ども・若者育成支援計画の中間見直しを行います

1 計画策定の背景

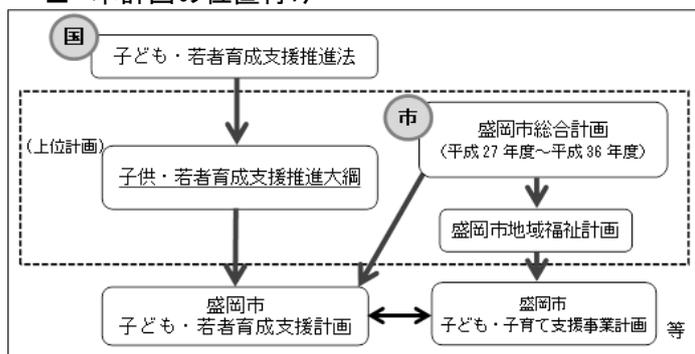
国は、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進を目的とし、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を制定し、平成28年2月には、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。こうした中、本市でも平成27年度に、平成36年度までの10年間を計画期間とする「盛岡市子ども・若者育成支援計画」を策定し、各般の取組みを推進してきました。

2 中間見直しについて

本計画策定時において、概ね5年をめぐりに見直しを行うこととしていたほか、子ども・若者を取りまく環境の変化を反映するため、令和元年度は、計画の見直しを進めています。中間年の見直しであることから、基本目標や施策体系などは計画の骨格として維持し、新たな対応が求められる事項などについて、部分的な見直しを行います。

見直しの参考とさせていただくため、10月には、もりおかユースネット登録団体の皆様にご意見をお聞きしました。いただいたご意見を取り入れながら、検討を進めております。

■ 本計画の位置付け



■ 盛岡市子ども・若者育成支援計画の施策体系

基本目標	基本施策
1 すべての子ども・若者の活躍を支援します〔活躍支援〕	1 子ども・若者の自己形成支援
	2 子ども・若者の社会参加支援
	3 子ども・若者の健康と安心の確保
	4 若者の就労支援
2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します〔自立支援〕	1 困難な状況ごとの取組
	2 子ども・若者の被害防止・保護
3 子ども・若者の健全な成長を社会全体で支える環境を整えます〔環境整備〕	1 社会全体で支える環境の整備
	2 大人社会のあり方の見直し

3 中間見直しの進め方

市の青少年施策に、外部の視点から審議をいただくため設置している「盛岡市青少年問題協議会」において報告し、学識経験者や有識者の方々からご議論をいただきます。また、パブリックコメントを実施し、市民の方々からのご意見を募集する予定です。

盛岡市青少年問題協議会は、傍聴することができます（先着5名まで）。傍聴を希望する方は、協議会当日の午前9時50分までに、直接会場にお越しください。

＜令和元年度第1回盛岡市青少年問題協議会＞

令和元年12月26日（木）午前10時～

会場：盛岡市総合福祉センター（若園町2-2）

4階 講堂

議題：①盛岡市子ども・若者育成支援計画に係る事業の取組状況について

②盛岡市子ども・若者育成支援計画の中間見直しについて

編集後記

今回は、教育機会確保法やフリースクールについての話題を取り上げました。新たな見直しにより、不登校の状態にある児童・生徒が活動する場の選択肢が増えることで、子どもたちが意欲を取り戻し、将来に向けて動き出せるように皆様と協力して取り組んでいければと考えております。

今後も、もりおかユースネーターでは、子ども・若者に関する情報を発信していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

